

選 択 約 款

(ガスファンヒーターはじめて割)
[付帯契約型]

2020年8月1日

広島ガス株式会社

目 次

1. 目的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	2
6. 料金	2
7. その他	2
付 則	
1. 実施の期日	3

1. 目的

この選択約款は、暖房機器の普及促進を通じ、当社の製造供給施設の効率的な利用および効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款（ガスファンヒーターはじめて割）（以下「この選択約款」といいます。）を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款（ガスファンヒーターはじめて割）によるものとし、(3)および(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」…この選択約款が付帯する対象となるガス需給契約をいいます。
- (2) 「ガスファンヒーター等」…ガスファンヒーター、およびガストーブ、ガス温水式ファンコンベクター等、当社が指定する暖房機器をいいます。
- (3) その他の用語については、主契約の用語の定義のとおりといたします。

4. 適用条件

この選択約款は、次の全ての条件を満たす場合で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 家庭用の専用住宅または併用住宅の需要であること。
- (2) 過去にこの選択約款の適用を希望されるお客さまと当社との間で、この選択約款に基づく契約が締結されたことのない需要場所であること。
- (3) (2)の需要場所において、1台目となるガスファンヒーター等を購入等により取得した後、最初

に迎える冬期においてガスファンヒーター等をはじめて使用すること。

- (4) 主契約として以下のいずれかの契約を締結している、またはこの選択約款の申し込みと同時に主契約として新たに以下のいずれかの契約の申し込みをし、締結すること。

主契約	①家庭用暖房契約
	②床暖房契約

- (5) その他割引等を併用する場合は、その内容を規定する契約に、この選択約款との併用を禁止する事項が記載されていないこと。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に基づく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (3) 適用開始日は以下のとおりといたします。
- ① 当社と既に主契約を締結している、または当社と主契約以外のガス使用契約を締結中であって新たに主契約の申し込みをする場合は、原則として、所定の手続きを完了した後の最初に迎える一般ガス供給約款 12(1)に定める検針（以下「定例検針」といいます。）を行った日の翌日。
 - ② 新たにガスの使用を開始した場合（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合および一般ガス供給約款 33(1)の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。）は、原則として、お客さまの希望する日。
- (4) 適用終了日は適用開始日後の最初に定例検針を行った日から起算して 11 か月後の定例検針を行う日といたします。
- (5) 主契約を解約した場合は、当該解約の日をもってこの選択約款に基づく契約の解約日といたします。

6. 料金

- (1) この選択約款を適用した場合の料金は、主契約に基づき算定された料金から(2)によって算定される金額（以下「割引額」といいます。）を差し引いて算定いたします。
- (2) 割引額は、主契約に基づき算定された料金に以下に定める割引率を乗じて算定いたします。その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

対象期間	冬期	その他期
	12 月検針分から 3 月検針分まで	4 月検針分から 11 月検針分まで
割引率	15 パーセント	0 パーセント

7. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款、工事約款および主契約の選択約款によるものといたします。

附 則

1. 実施の期日

この選択約款は、2020年8月1日から実施いたします。